公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 27 年 12 月 11 日(金) 午前 10 時 00 分~午前 11 時 24 分 会 場 議事堂

1. 出席者

1番 杉浦康憲、 2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、

4番 浅岡保夫、 5番 長谷川広昌、 6番 黒川美克、

7番 柴田耕一、 10番 杉浦敏和、 11番 神谷直子、

12番 内藤とし子、13番 北川広人、 14番 鈴木勝彦、

15番 小嶋克文、 16番 小野田由紀子

オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、

総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹、行政G主事 福祉部長、保健福祉GL、保健福祉G主幹、

こども未来部長、文化スポーツGL、こども育成GL、

都市政策部長、企業支援GL、地域産業GL、

学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1. 審查事項
- 2. 報告及び連絡事項
- 3. 協議事項
- 4. その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る12月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案1件であります。当委員会の議事は議案第76号の審査後、当局より報告及び連絡事項の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」との発声あり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案第76号の審査後、当局より報告及び 連絡事項の説明を受けます。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

《議 題》

1 審查事項

委員長 当局から説明を加えることがあれば、お願いいたします。 説 (総務部) 特にございません。

- ① 議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第3回) 委員長 質疑を行います。質疑はございませんか。
- 問(12) 65ページの経営近代化支援事業についてですが、委託料で高浜市商工会館物件補償調査業務委託料 296 万円が出ておりますが、これ中央公民館の取り壊しに当たって商工会館を移動させるという関係だと聞いておりますが、中央公民館の取り壊しは来年の11月くらいだと聞いていますが、この時期にこういう委託料が出るのはなぜかということをお示しください。

答(地域産業) 委員より御質問のありました、この 12 月補正で調査委託をかける事務的な理由でございますが、商工会館の移転に伴う移転補償というものの金額の確定を 1 月から調査を行い、 3 月までにこの額というものをある程度出さなければいけない。それに基づき商工会とこの移転補償の関係の交渉を行いながらその補償額を 6 月補正、早く交渉が済めば当初予算に計上し、それに基づき 10 月の移転に間に合わせるための措置を講じることとしたいと思います。

委員長 ほかに。

問(6) 私も今の議案第76号、65ページの委託料の件でちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。今回の病院関係の議案の提出に当たり、始めに困惑をしております。なぜかというと平成28年11月に市民センターを取り壊し予定という説明があったと思いますが、市民センター跡地に市民病院を建

設するということについては 10 月 28 日に開催された第 6 回の公共施設あり方 検討特別委員会の審議の中で、高浜市の公共施設あり方を考える市民説明会の 資料の提示があり、病院のあり方については説明されていますが、現時点での 補助額等の考え方や方向性が示されてない中で、果たして責任を持って議決で きるのかということです。市民への向き合い方や進め方が拙速過ぎるのではな いでしょうか。市民センター取り壊し費用、市民病院建設補助、その他病院を 維持するために今後 20 年間でどれくらいの税金が投入されるのか、全体事業費 と病院に関する詳しい説明はいつごろ市民に向けて示されるのか、お答えをい ただきたいと思います。また、豊田会の建設の概要が示されたわけですけれど も、豊田会はこの位置で建設することに承諾をしているのか、合わせてお伺い をいたします。

答(副市長) まず今後との御質問でございますが、先の一般質問でも一部を お答えをしておりますが、これから相手方のある交渉事を進めてまいります。 いつの時期に確定した数字が出せるかというのは、やはり相手方があることで ございますので、今この段階でいつということは申し上げる段階ではありませ んが、一応の目安といたしましては来年の3月に豊田会の理事会が開催をされ ます。で、それまでには一定の条件の提示の中でゴーサインなのか、あるいは 白紙に戻すのかといったところの一応の決定は必要になるものと思っておりま す。その後にそうは言っても細かい交渉事は恐らく残る部分があると思います ので、それを継続しながら、遅くともゴーサインが出た場合にあっては、病院 の建設が始まる前までには当然、額というものは確定をされておるということ で考えております。それと場所については、過去にも申し上げましたとおり7 カ所全部いろいろ調査をした中で、刈総側があそこ以外でもオーケーと言った 場所がありましたが、場所的には2カ所くらいの選定で、そのもう一つの1カ 所は建物は建っても駐車場の確保がままならないというところから、中公が取 り壊されるならそこのところに移動したいというお話は伺っております。以上 です。

問(6) ありがとうございました。私も別に、刈総の分院を建てることに反対をしているわけではございませんので、その辺は一つ誤解のないようにお願

いしたいと思います。それから今、来年の豊田会の理事会にかかって、そこで 決定されると、そういうお話があったんですけれども・・・。

委員長 黒川委員、公共施設の絡みのところで質問を絞っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

問(6) はい、わかりました、了解いたしました。 委員長 ほかに。

問(13) 確認をさせていただきたいんですけれども、基本的に中央公民館の取り壊しによって商工会の移転をしなければならないということでの今回、補正ということなもんですから、中公に関しては今後もともとの計画でいうと3年後に取り壊しという部分が維持費、それから大規模改修費がかかるだろうというところから、先にという話で。それがたまたま病院の移転先の候補地になったという理解をしておるんですけれども、もう一度それでいいのか悪いのかという、そういう理解で我々は市民に対して説明をしなければいけないもんですから、そこの部分に対しての確認をまずさせていただきたいと思います。お願いします。

答(総務部) ただいま北川議員のおっしゃるとおり、そのような考え方でご ざいます。

問(13) それでは先ほど他の委員の質問にもありましたけども、今後の総合管理計画と、それからそれに伴う長期財政計画というものを当初では3月末までにというお話がありました。豊田会の理事会の件は関係ないですよ。そうじゃなくって、元々当局側から出ているスケジュールっていうのは3月末まで、要は今年度末までに総合管理計画と、それに見合った長期財政計画をつくりますというお話をいただいておったんですけれども実際、今回のように前倒しという形でこの中公の件も出てきたわけですから、逆にいうと来年度の当初予算には、様々なものが予算として出てくるはずなんですよね、実際。ですからそれを考えると3月末までにその管理計画と財政計画を出すというんであれば、我々としては非常に遅いんじゃないかということを思うんです。少なくとも、これはやれるかどうかわかりませんけども、自分なりのスケジュールでいうと1月末くらいまでに出していただいて、それをしっかり予算に反映させて当初

予算を出していただくという形が、本来ではないかなということを思うんです。 ですから、年度末までというお話でしたけれども、ぜひそこのところはそのようなスタイルでもっていけないかなあということで。それに対して、どのようにお考えになるか教えていただきたいと思います。

答(総務部) ただいまの御意見でございますけども、私どもといたしましても今回その総合管理計画に伴いまして長期財政計画といったものが絡んでおりますので、できるだけ早くお示しをしたいという思いは持っておりまして、その準備を進めておりますが、早くて2月、当初予算が確定するのが2月に入ってからということですので、早くお示しをしたいという思いでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

意(13) その、我々に示していただく総合管理計画ですとか、それから長期 財政計画に関してはこれは議決事項でなくって多分、案という形で進んでいか れると思うんですよね。例えば何といいますか先送りはあまりできないかもし れませんけれど、前倒しという関係から今後進んでいくものは想定すると当然、 案がついたままの状態であるのかもしれませんけれども、そういう部分でいう と議決事項でないんであれば、議会の開会に先立って出していただくことは別 に問題ないのかなという気はしますんで、この公共施設あり方検討特別委員会 というのは常時開催できる形でつくってありますから、ぜひともそのお示しを できるだけ早くお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

問(12) 69ページの高浜小学校の土地境界測量業務委託料が308万6千円出ているんですが、土地境界というのはどこの部分になるのか、ちょっと詳しい説明をお願いします。

答(学校経営) 高浜小学校の建て替えに当たりまして来年度事業者を募集していくわけでございますが、その事業を募集するに当たりまして、高浜小学校の敷地面積を今一度正確に測量しなおすということが必要になってまいります。例えば日影規制などから隣地の土地、住民の皆さんがおりますので、隣地の土地との距離による制限とかが関係してきます。公図と境界表が合っているかどうかの確認も併せて行う必要があるということで今回、委託料として組ませて

いただいております。

委員長ほかに。

意(5) 先ほど北川委員のほうから長期財政計画を前倒しという質問が出ましたが、先の一般質問で私も長期財政計画は少しでも早くと要望しておりますので、私からも改めて要望をさせていただきます。以上です。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。 以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。これより採決をいたしま す。

挙手多数により原案可決。

≪採 決≫

① 議案第 76 号 平成 27 年度高浜市一般会計補正予算 (第 3 回)

挙手多数により原案可決。

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。お諮りします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」との発声あり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

≪議 題≫

2 報告及び連絡事項

委員長 お手元に資料1から資料5までを配布させていただいておりますので、 そちらをごらんください。本日の議事としては、始めに資料1の説明、その後 に質疑。続いて資料2の説明、その後に質疑と、1項目ずつ行っていきますの でよろしくお願いいたします。それでは資料1-1、1-2について説明をお 願いいたします。

説(総務部) それでは報告及び連絡事項といたしまして、ただいま委員長か らお話がございましたように私どもから5点について御説明を申し上げたいと 思います。本日はまず、高浜小学校整備事業について。そしてインフラ長寿命 化方針(案)について。病院移転に伴う全体スケジュール(案)について。高 浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会アンケート集計結果について。最 後に、中央公民館の機能移転時期の前倒しによる財政効果及び高浜分院の移転 による財政効果について。この5点について、御説明を申し上げますので、よ ろしくお願いいたします。それではまず初めに高浜小学校整備事業の関係でご ざいます。A3横長の資料1-2をお願いいたします。本日はこれまで学校施設 検討部会で検討を進めてまいりました、高浜小学校の現時点でのレイアウトプ ラン(案)について御説明をさせていただきます。①資料1-2 高浜小学校整 備事業レイアウトプラン(案)について本日は、報告及び連絡事項として5点 についてご説明を申し上げます。1ページ「諸室の配置、利用区分、管理区分 等のイメージ」をお願いいたします。施設の配置につきましては、学校が専用 で利用する学校教育ゾーン。夜間・休日等に市民開放を行う学校・地域共有ゾ ーン。市民が優先的に利用するアリーナ・公民館・児童センターの、大きく分 けて3つのエリアに分かれております。資料右下が校舎棟のイメージとなって

おり、校舎棟にある特別教室と図書室を地域開放するイメージに加え、工事工 程の関係からこども園を一階に配置するプランとなっています。次に資料の上 部が市民が優先的に利用するエリアとなっており、エントランスホールを利用 者の共通の入口として、そこから児童センター、公民館機能である集会室、体 育センター機能であるサブアリーナ等に接続をさせる、というものでございま す。これらの考え方を平面図に落としたものが一枚はねていただきまして、2 ページ目からの「配置図兼平面図」になります。配置の図の中の黄色が小学校、 オレンジ色がこども園のエリアとなっており、その内赤色で斜線が入っている エリアが学校開放による地域供用エリア。また、青色が集会機能などの地域利 用エリア、赤色が児童センターとなっております。大まかな配置としましては 北側に駐車場を 150 台、南側にグラウンドを設けております。また、工事工程 については1期から3期までの工事となり、1期工事では現高浜小学校南校舎 の南側に新たな校舎を建設し、2期工事では校舎と幼稚園園舎を解体して跡地 に体育館等を建設し、3期工事で体育館を解体して外構工事を行う予定となっ ております。また、補助金の関係から校舎棟にある小学校を平成31年4月に開 校すること。工事が3期工事にあたる北側駐車場を整備するためにあらかじめ、 こども園を1期工事に組み込む必要があることが前提条件となってまいります。 導線につきましては、児童・学校関係者は正門前の来客用玄関階段から2階の 昇降口を利用。こども園については北側駐車場から南に歩いてこども園の玄関 を利用。その他の地域利用は、図面中央のエントランスホールから各施設を利 用する仕組みとなっております。一枚はねていただきまして、資料の3枚目が 2階・3階の平面図となっております。まず、2階平面図の中央に特別教室と 地域図書室を設けており、学校開放時は学校図書室と接続して一体的な利用を 可能としております。以上が現段階でのレイアウトプランとなりますが、現在 の課題といたしまして駐車場の台数が現状の150台では少ないという意見があ りますので、台数増の工夫が必要な事。また、現状の面積では予定の事業費を オーバーしているので、特に複合化施設の複合化機能の部分で、面積削減の調 整が必要となってまいりますので、この部分については今後、さらに学校施設 検討部会等で調整をしてまいります。なお、今回お示しをしましたレイアウト

プランは、この図がそのまま建設されるのではなく、このプランをもとに必要 な条件を整理し、民間事業者が提案をするための要求水準書を作成するための ものであり、たたき台のプランということを御理解いただきますようお願い申 し上げます。続きまして資料の2ページ目に戻っていただきたいと思います。 資料の右上に点線でプールと記載がある部分があるかと思います。これは現在 この高浜小学校整備事業の課題である、複合施設整備後の施設管理における教 職員の負担減、建設事業費の削減、敷地スペースの効率的活用という中で、こ れらの課題解決のために本整備事業をきっかけとして、学校全体のプールのあ り方の見直しを進めているところでございます。この学校プールのあり方につ いて、現在の考え方をお示ししたものが資料 1-1 になりますので、ごらんいた だきたいと思います。現在、学校の屋外プールは季節や天候に左右されるため 使用率が低く、夏の2・3カ月だけの利用として行う水泳授業は、水質・水温 管理が難しく効率が悪くなっております。そこで、高浜小学校複合化整備を機 に、今後の学校プールのあり方の検討を進めてまいりました。現在の高浜市に おけるプール状況について、維持費についてはごらんのとおり年間約900万円 がかかっております。また、水泳授業を行うだけでなく高浜市内のプールは、 消防水利として位置付けをされております。次に2ページの「小学校の水泳授 業の状況」についてですが、高浜小学校の水泳授業に要している時間数は次の とおりとなっており、夏休み期間中はプール解放を除くと学校全体で約60時間 の稼働ということになっております。プールの利用は限られた期間でのみ使用 される施設といえ、今後のプールのあり方については費用対効果を総合的に判 断し、校内前提の施設ではなく民間の施設利用も含めた検討も必要となってま いります。次に「民間のプール施設利用にかかる問題」ですが、現在の想定で は、①移動手段の問題とその移動時間による授業時間確保の問題、②事故が起 こった場合の補償と責任問題、③外部施設利用や外部委託による費用の問題。 このような点が考えられますが、逆にこれらの課題解決が可能であれば、民間 のプール活用も考えられるといえます。次に「民間のプール施設で学校水泳授 業を行う可能性」としてのメリットでございますが、小学校の水泳授業は先ほ ど申し上げましたとおり1校あたり60時限程度となりますが、屋内プールを利 用することで天候に左右されることなく、計画どおりに授業が実施できます。また、民間施設では午前中は利用者が少ないこともあり、年間を通して午前中に水泳授業を行うことで、学習指導要領にある授業時間を確保することは可能でございます。また、民間施設を利用することで適切な水温管理・水質管理がされた中で水泳授業を行えるとともに、専門の指導者による水泳授業を行うことで技能習得の向上につながると考えられること。さらに、学校プールの建設費や維持管理費の削減、プールの跡地活用が可能となってまいります。これらのことから、高浜市が進めている学校施設への総量圧縮という観点の一つとして、小学校のプールを民間の活力を活用して1箇所に集中するとして、段階的に学校プールを廃止していくことについて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。委員長でいてにただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(12) 資料1-2ですが、地域図書館と高浜小図書室とありますが、これですと小学校のある日、時間帯は児童の立ち入りは原則不可、下校後に来館は可能と。いろいろ載っているんですが、これですと例えば不登校の子供たちが図書室で少しでも、何といいますか、学校に来たいけども教室に入れないというような子供たちが図書室に来るという問題があるんですが、そういう場合どのようになるんでしょうか。

答(教育長) 今、不登校の一つ、居場所というような観点からの御質問だと 思いますけれども、実際には保健室で対応するようなことが多かろうと思いま す。それから本当に不登校等ということであれば、いきいき広場のほっとスペ ース、そういうところに活用するだとかいうようなところで、この図書室で不 登校対策というようなところは、第一義的には考えていないということでござ います。

問(12) 対策として考えていないというお話ですが、対策として考えていなくても子供は、児童や生徒が図書館に行って、って考えた場合にどのような対応をされるのかということなんです。

答(教育長) ちょっと正直いって、言われる趣旨のところがよくわかりませんけれども、図書館。今言われるのは、例えば学校図書室のありようだとかい

うところをわかりますけれども、この例えば図書館が不登校の居場所というように考えておるのは今のところないということで、もっとやはり違った方法というのが今、チーム学校というんですかいろいろな、先生方忙しいですけれどもいろいろな方たちでそういうところを支えていこうというようなことも検討されておりますので、そういう観点からやはり見ていただきたいなと思います。間(12) そうすると大人の側といいますか、不登校の子供の居場所としては考えてないということですか。

答(教育長) 不登校の対策については、やはりもっと大局的に考える必要があるんじゃないのかなと思っておりますので、このいわゆる地域図書室というようなとこに絞って、というようなところは今のところ考えていないと御理解をいただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

意(12) はい。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、次に移ります。資料2についての説明をお願いをいたします。

説(総務部) それでは資料2、インフラ長寿命化方針(案)をごらんいただきたいと思います。1ページをお願いします。高浜市では公共施設の老朽化問題への取り組みといたしまして、高浜市公共施設あり方計画(案)を取りまとめてまいりました。そして本市の次なる取り組みとして、道路・橋梁・上下水道などのインフラ施設の現状と課題、インフラ資産全体の方向性をまとめたインフラ長寿命化方針を策定し、公共施設のあり方計画をも踏まえた公共施設等総合管理計画を策定するものであります。続きまして3ページをお願いします。インフラ施設の対象範囲は、総務省からの策定要請では道路・橋梁、上・下水道などのほか、市が保有する全ての施設を対象として設定することが望ましいとされています。次に(1)インフラ施設について、現段階で把握できている

情報ということで、現在、インフラ資産検討部会において、現状把握ができて いる施設を表の1-1にまとめ、4ページから6ページにその内訳を取りまと めております。9ページをお願いします。(2)その他のインフラ施設の状況で ございます。詳細な数量は把握はできていませんけれども、インフラ施設全体 として台帳の有無、数量把握の状況をまとめた表を以下にまとめております。 インフラ施設の現状把握をする中での課題といたしましては、インフラ施設の データ量が膨大かつ、整備時期等の管理状況が施設類型、施設ごとによって異 なり、どのインフラ施設を対象として個別方針を策定するのかの判断が難しい 状況にございます。そこで今後の方向性といたしまして、公共施設等総合管理 計画のインフラ施設の対象範囲については、計画の策定要請どおり全てのイン フラ施設を対象といたしますが、インフラ施設の長寿命化に関する個別方針は、 インフラ施設の主要分野である道路、橋梁、河川、上・下水道、公園を対象と する方向で、計画策定を進めてまいりたいと考えております。10ページをお願 いします。インフラ長寿命化方針案【基本方針】ということで、大方針とそれ を支える5つの柱という構成で、作成をいたしております。まず大方針として は、インフラ機能の確実な維持管理による安心・安全の確保、そして、中長期 的視点に立ったコスト管理、この二つを方針として掲げ、大方針を下支えしま す5つの柱として1点目、定期的な点検による損傷程度の早期把握、点検結果 や補修履歴等の蓄積、活用促進。2点目として、社会構造の変化に対応した適 正な供給と新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応。3点目として、施設情 報のデータベース化と施設ごとの特性を考慮した中長期的な取組みの実施。4 点目として、ライフサイクルコストを考慮した効果的な長寿命化対策等による 維持管理コストの縮減。5点目として、新技術を取り入れつつ、民間活力など の導入の検討。この5つの方針を、基本方針としてまとめていく予定でござい ます。現在この基本方針をベースに、方針の検討を行うとともに、費用平準化 の検討を行ってまいります。また現在、基本方針の下にひもづけされる各イン フラ施設の個別方針の検討を行っている状況で、14ページ以降に個別シートを お示しをしております。最終的には現在進めております、公共施設推進プラン の見直し案とともに総合管理計画として取りまとめを行い、長期財政計画と連

動させてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。よろしいですか。 問(2) いきなり言いましたので読み切れないんですけど、インフラの寿命を延ばすためにこまめにメンテを故障場所、不具合箇所を見つけて、こまめにメンテをやっていきますよと取れるんです。今の行政側の人員として、そこまで見渡すことができるような体制が取れているかどうかだけ、ちょっと教えてください。

答(都市政策部) 今のインフラに関しての御質問の中で、いわゆる人員というかスタッフの関係でございますが、確かにおっしゃるようにこまめにといって、全てのものをどのレベルでどう管理をしていくのかっていうのが、大きな問題だと思います。そこで私どもも日常からアウトソーシングもしながら業務をしておって、やはり必然的には表面からわかるその維持管理の視点と、もう一方では専門家によるいわゆる表からでは見えないような、機材を使っての点検と、そういうものをきちんとミックスさせながら、今あるスタッフの中できちんとやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。委員長 神谷委員よろしいですか。ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、次に移ります。資料3について、説明をお願いをいたします。

説(総務部) 続きまして資料3、病院移転に伴う全体スケジュール(案)をごらんください。このスケジュール表は、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に関連いたします事案について、現時点でのスケジュール(案)として、一覧表にまとめたものでございます。初めに中央公民館の取り壊しでございますが、来年11月の国民文化祭の開催後に、取り壊し工事の着手を予定しております。また取り壊しの工事費、公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正、指定管理者の変更等については、各定例会において御審議をいただく予定をしてお

ります。次に高浜市商工会館の移転につきましては、御案内のとおり物件の移転に係る補償調査費を今定例会の補正予算に計上しており、現在、商工会さんに対して移転先の候補地をお示しをし、協議を進めている状況でございます。なお今後、移転先が決定をいたしましたら、来年度の当初予算もしくは6月補正予算において、予算措置を講じてまいりたいと考えております。次に用地取得関連でございますが、新しく建設されます病院の建物並びに駐車場用地の確保の準備を進める必要がありますことから、用地交渉に当たり今回、追加補正として不動産鑑定手数料をお願いするものでございます。用地につきましては、現中央公民館の建物の正面側の駐車場等の部分について、用地の購入と引き続きの借地を考えております。既に、地権者さんへの意向の確認を進めております。今後の予定といたしましては引き続き地権者さんと交渉を進め、用地購入費につきましては、来年の9月補正予算での計上を予定いたしております。以上、御説明を申し上げましたが、あくまでも現時点でのスケジュール(案)でお示しをいたしたものでありますので、状況により変更が生じてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

問(6) それでは資料3に中央公民館の取り壊しスケジュールが載っておりますけれども、高浜市民センター敷地内にある耐震性の災害時の飲料用水防火

水槽は新病院の建設に支障になるのかならないのか、お伺いをいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

答(副市長) 確定の話ではありませんが現段階の最新の話では、現中央公民館のホールの部分、建物についてはその辺りで建てたいということで、その貯水槽についてはそのまま使える状況で、今考えております。

委員長 ほかに。

問(6) 資料3に土地購入費の補正予算が9月に上がり、11月に土地売買契約と予定されておりますけれども私も前、市のほうで用地交渉やなんかやっておりましたけれども、9月に補正予算を上げて11月に売買契約というのは、非常にタイトなスケジュールであると感じます。地主さんもどのように考えられるのか今、用地交渉を感触を伺っているというような話がありましたけれども、用地交渉担当者としてこのスケジュールをどのように感じてみえるのか、お伺

いしたいと思います。

答(企業支援) 企業支援グループで、ここの中央公民館の西側の今駐車場となっておるところの用地交渉。最終的には病院建設のところになるわけなんですが、ここの方、3人の方の地権者がいるわけなんですが、そこのところを7月・9月、地元説明会の前に調整を行わせていただきました。その中で実は借地、駐車場の中で借地だとか、それとあと建物のところは売るという考えはしていただいておるわけなんですが、ただ今回の補正の中で不動産鑑定をしないと用地単価がわからないということで、その用地単価が出たあとに先ほど言いました9月に補正というわけなんですが、その前から地権者の方と今後それが出たあとにお話をさせていただきながら9月に向けてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

問(6) わかりました。そこのところは以前、市民センターの駐車場については以前、買収をした経緯があるということを伺っておりますので、その辺のところは一つの目安にもなるのかなとは思いますけれども、次に資料3は病院移転に伴う暫定スケジュールと、案ということになっておりますけれどもこの中には、この資料では病院移転に伴うスケジュールが全く示されておりませんけれども、その辺のところはどう理解をしたらよろしいかお伺いいたします。答(副市長) 先ほど冒頭でも申し上げましたように、来年の3月の豊田会の理事会のところでの条件提示によっては逆に白紙撤回もあり得る状況でございますので、これ以降のスケジュールについてはその辺が固まってからということにさせていただきたいと思います。

委員長ほかに。

問(12) この資料3ですが、商工会の移転の関係で移転先の決定は2月となっていますが、今出ているその移転先っていうのは、まだ決まってないということだと思うんですがほかに、ほかの場所で何ていうか追加でここの場所はどうだというようなところが出ているのかどうか、それもお聞きします。

答(地域産業) 商工会の移転先の御提示の内容につきましては、現在商工会 と調整を行っておりますので、明言は控えさせていただきます。ただ、移転先 の決定につきましては、商工会の理事会等で商工会もその移転先というものを 固めた上で、市もその移転先に向けて交渉、また調整等を行っていきますので、 御理解をよろしくお願いいたします。

委員長ほかに。

先ほど副市長のお話もありましたけれども、要は豊田会の理事会と 間(13) いうのが最終決定の場であるということは理解をしておるんですけれども、そ こが例えば3月の理事会が最終決定だという話ではないと思うんですよね。多 分スタートとなるんだったらそこかなあ、というお話じゃないんですか。要は ここで白紙撤回になるかもしれないという話だったら、要は高浜市が目指して いる医療行政という政策に対して、ここでやるかやらんかという判断を豊田会 に任せておるみたいじゃないですか。そうじゃないんじゃないですか。例えば 交渉事だから相手があって、相手が民間ですからわかりますよ、言われるのは。 わかりますけれども、例えばお金がこれだけ足らないとか、例えばこういうこ とを、例えば救急をやってくれと言っても「これは無理だよ」とかっていう話 が交渉であっても、少なくとも私の理解は病床を、介護と医療の病床というも のを市内でしっかり確保していくんだという思いの中で医療行政としてやって いくという、僕は心意気があるもんだと思っているんですよ。それでないと、 今こういう段階です、ああいう段階ですということをいちいち、じゃあ議会に 対して示すのか、市民に対して示すのか、そういうわけにはいかないと思うん ですよね。少なくとも何を目標にやっていくのか、ということをしっかりと腹 に持っているものがあるはずですから、それを出していただいて、3月の理事 会だか5月の理事会でもいいじゃないですか。ただ予定では、最短で30年4月 オープンという話ですから、そこに間に合うか間に合わんかというのが3月と いうならわかりますよ。当然、設計だとか建築の時間もあるでしょうから。で すから、そういうところは私ども多分、ほかの議員さんもそうですけど、豊田 会さんの理事として行政として入っておることはわかっていますが、その中で の議論というものをわかってないところも多々あるもんですから、それを示せ とは言いませんけれども、少なくともこういう腹持ちで交渉しているんだよと いうところを、しっかり出していただきたい。で、ここがしっかりと高浜市と しての政策として聞いていただけるんであれば、ここのところを議会さん何と

か認めてもらえませんかとかという、こちらからも当然また交渉の話が来るん じゃないですか。私はそういう理解をしているんですよ。ぜひ、その部分とい うのが、先ほどほかの委員からもありましたけれども、病院についてのことは 何もここには書いてないんですよね。これは、公共施設の中にも病院が入って いないから書いてないって言われればそれまでなんですけれども、今からは少 なくとも個別の案件の中で、特にこれは中公が出てくるということは、病院の ことも語らなきゃいけないし、いろんなことが重なって話としては出てくると 思います。そういうところをしっかり我々がきちんと自分の中でそれぞれのス ケジュールを落とし込んでいって、このときにはこれが必要なんだ、このとき にはこれが必要なんだというところを自分の中で理解をしていかないと、つい ていけない状況になっていってしまうと、これは多分行政側が一番困る話だと 思うんですよね。議決を伴うものが、今からたくさん出てくると思うんです。 ですから今回のその中公に絡むことでもそうですけども、前倒しをしたからや る順番が違うというように見えてしまっているかもしれませんけれども、特に 市民の方々には。だけどそうじゃない。もともとある計画を何ていうんですか、 前倒しすることによって、よりプランが広がったという理解を私はしておるわ けです。ですからそういうところっていうのは、今後も出てくる可能性がある もんですから、ぜひ政策的にこういうものが動いているんだっていうところを しっかり出していただいて、今言ったようにここでマルかバツかみたいな、白 紙撤回みたいな話っていうのは、余りに我々にも情報がいただけてないし、そ れから市民の方々にも情報が渡らずにどこでじゃあその話がどうなっちゃった のっていう話で終わってしまうんですよね。ですからぜひそこのところをもう 少し丁寧にお示しをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 答(副市長) 私ども回復期を担う病院の必要性というのは、非常に必要だろ うと、今後もっともっと必要になるという考えの中で一応、豊田会側とは建て 替え後については自主自立した経営をお願いするということ。それと、現協定 の中の建て替え後の 20 億円の負担については未だ履行されていない項目であ るので、これについては市としても履行いたします。あとの項目については、 白紙の中で協議をさせていただきたい、ということを申し上げております。そ

の中で、この辺がポイントになるんだろうと思いますが、刈総側、豊田会側から建て替え後の病院運営については償却資産、減価償却といったものがかさんでくるので非常に経営的に厳しい時期が続くと、その期間のところの補填についてはお考えをいただけないかという要望は私もお聞きをしております。まさにその部分のところが交渉であろうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長ほかに。

問(5) ただいま副市長から豊田会との交渉の件で答弁がございましたが、本市の豊田会との新協定書の締結に向けた交渉に当たっての基本姿勢を議会や市民に示していただきたいと思います。例えば、項目として新病院に対しての財源支援は20億円にするとか、土地は無償貸与するけど20億円の利子補給分は免除してもらうとか、あと現在の高浜分院は豊田会に取り壊してもらって土地は更地で返してもらうとかなど、本市の豊田会との交渉に臨む基本姿勢をしっかり議会や市民に示した上で豊田会と交渉していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答(副市長) 今おっしゃるとおり今回の新たな協定の締結に向かっては、その途中経過のところは、本委員会のところは活用をさせていただきたいと思っております。一回でお示しするというよりも、その話の経過も含めて、ぜひ議員の皆様方にも、お考えをいただきたい。そこのところで審議もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

問(5) ありがとうございます。ぜひ本市の基本姿勢を早い段階、例えば 12 月中、1月中の早い段階に高浜市としての、豊田会に対して臨む交渉の基本姿勢をぜひ示していただきたいと思います。また、新協定次第のところがあると思うんですけど、一般質問等でも再三申し上げておりますが、少しでも早く新病院に関連する財源を全て示していただきたいと思いますが、これはいつごろになるのかお示しください。

答(副市長) 交渉に当たってのスタンスは先ほど申し上げたように、20億円 以外のものは白紙で協議をさせてくださいというのがスタンスであります。予 算のことについては、総務部長からお願いします。 答(総務部) 予算関係に関しましては、協定が基本的に今から詰まっていきますので、そうした段階で高浜分院へのその額というのはお示ししていくことになろうかと思います。

意(5) ありがとうございます。もう本当に基本姿勢だけは早い時期に我々に、市民の皆様にも示していただきたいと思います。最後に何度も申し上げておりますけれども、市民の皆様の意見等をしっかりと聞いて丁寧に進めていっていただきたいと思います。同時により早く情報を全てオープンにして、市民の皆さまの疑問や意見等に対し誠実に向き合い、よりわかりやすく説明する努力をさらにしていただきたいと思います。以上です。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、資料3の質疑について終わります。 続きまして資料4の、市民説明会アンケート集計結果についての説明を、お願 いをいたします。

説(総務部) 続きまして、A4縦長の資料4をお願いいたします。市民説明会につきましては御案内のとおり、11月4日の高浜小学校区を皮切りに、各小学校区にて説明会を順次行っております。本日は、12月2日に行った港小学校区までのアンケートの集計結果がまとまりましたので、御報告をさせていただくものでございます。まず、参加者の状況でございます。高浜小学校区では140名。高取小学校区103名。港小学校区122名と、昨年が5地区全体で146名でございましたので、大変多くの市民の皆様に御参加をいただいている状況にございます。次に、アンケート結果の問4をごらんください。問4では、公共施設の複合化や集約化を、学校を地域コミュニティの拠点とした、新たなまちづくりについての質問でございますが、この内、複合化を図るべきと回答いただいた方は、高浜小学校区では69パーセント。高取小学校区では66パーセント。港小学校区では87パーセントとなっており、大方の方が本市の取り組みに御賛同をいただいているものと、捉えております。また、問5の質問事項、自由意

見につきましても、大変多くの皆様から御意見等をお寄せいただいております。 市民説明会の結果及びいただいた御意見に対する回答につきましては、全地区 の説明会が終了後に、市公式ホームページ等にて公表をしてまいりますので、 よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、資料4のアンケート結果についての質疑を 打ちきります。それでは、続きまして資料5についての説明を、お願いをいた します。

最後になりますが、資料5「中央公民館の機能移転時期の前倒 説 (総務部) しによる財政効果」及び「高浜分院の移転による財政効果」をごらんください。 本資料は、本定例会第4日目の総括質疑において柳沢議員より資料提出の依頼 を受け作成したものでございます。初めに、①中央公民館の機能移転時期の前 倒しによる財政効果でございます。昨年作成いたしました推進プランでお示し しました高浜小学校の建て替え時期に合わせて機能移転をした場合で見積もり ますと、高浜小学校体育館の整備が平成31年度を予定しておりますので、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間の維持管理費が必要になります。この維 持管理に要する金額が4年間で1億2,300万円。これに現在修繕を必要として いるホールの天井撤去や空調設備の改修費などを合わせますと、2億6,500万 円余りの金額が必要となってまいります。機能移転時期を前倒しすることによ り、この金額が削減できることとなってまいります。次に②の、高浜分院の移 転による財政効果について御説明を申し上げます。現在の高浜分院での運営を 継続した場合は病床をふやしたり、診療体制を強化したりすることは難しく、 毎年1億円の運営費補助が発生してまいります。加えて老朽化した施設を維持 するため、毎年およそ1億円の修繕費が発生すると伺っており、その7割に当 たる7千万円の補助が必要となってまいります。このため、毎事業年度、合わ せて1億7千万円を豊田会に財政支援することとなります。一方で新たな病院

を建設した場合は、協定書の規定どおり 20 億円を限度とした補助金は発生するものの、自立した経営をお願いしていることから、運営費補助はなくなります。また、施設を維持するための修繕費もなくなります。この表をごらんいただければおわかりと思いますが、現在の病院での運営を続けても、新たに病院を建て替えても、高浜市の負担が大きく膨らむといったことはございません。したがいまして、いずれ高浜分院の建て替えを実施するのであれば、その時期を早めることにより、1年で1億7千万円の財政支援を縮減することが可能になりますので、早急に移転を進めたいと考えております。以上でございます。委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(5) 中央公民館の機能移転時期の前倒しに対する財政効果の表で平成31年度、ホール天井撤去工事費2千万円から下に金額が書いてあるんですけど、例えばこの改修工事をしたとしたら中央公民館自体はどれくらい持つのか、年数としてどれくらい維持できるのか、教えてください。

答(文化スポーツ) この改修をしたら、いくら持つかということでございますけれども、ここに書いてあるのは直近で緊急的に必要な修繕がここに書かれておりまして、これ以前にも例えば耐用年数を持たそうといたしますと、外壁タイルを全部落として落下防止をするだとか、防水工事をするだとか、これ本当に31年度くらいまでに予定されている、31年度までに使うとして、ですので今、空調の状況でいきますと、いつ空調が壊れてもおかしくないという状況。音響につきましても、いつ音響が使えなくなるかもわからないという状況でございますので、ここに書かれているのはあくまでも31年度まで使うとして、これくらいのことは必要なんだということでございますので、よろしくお願いいたします。

問(5) ということは 28 年度に工事を細かくかけたら、31 年までしか持たないということでいいでしょうか。

答(文化スポーツ) 31年までしか持たないじゃなくて、31年まで今の機能を維持するためにはこのお金をかけないと、28年度から31年度のどこかでかけないと使えなくなるということ。使えなくなる恐れがある、ということでございます。

問(5) わかりました。この金額をかければ、あと例えば中央公民館が残っている状態だと、何年くらい持つのかということを教えてもらいたいと思います。

答(文化スポーツ) 繰り返しになりますけれども、ここに書いてあるのは 31 年まで使うとしてということでございますが、そのほかに何が必要になってくるのかというと大規模改修という、35 年経っていますので、外壁の防水だとか、外壁タイルの落下防止、目地の交換、瓦の落下防止、マシンの昇降装置の改修工事等、長く使おうと思えばこのようなお金がこれにプラスされてかかってくるという御理解をいただきたい。

答(総務部) 今の文化スポーツグループリーダーから具体的な話がありましたが、ざっとこう今説明があったものが大規模改修でありまして、おおむね 10 億円という今、概算の数字につながってくると。35 年、中央公民館が経っておりますので、大規模改修の時期にきておると。その大規模改修の時期にきておってそれを実施するということになれば、ここに出させていただいたような大規模な修繕が出てきて、それをトータルしていくと約 10 億円ほどかかっていくということになります。

問(5) わかりました。じゃあ中央公民館をこのままずっと維持するには、いろんな工事があって 10 億円かかってくるだろうということでよろしいですか。

答(総務部) ただきょう、今回お示しをした資料は、あくまでも前倒しによる財政的効果の数字、表ですので若干、御質問の内容とは違いますので、よろしくお願いします。趣旨がね、この表をつくった趣旨がです。

意(5) わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問(12) きょう全ての案件なんですが、きょう見せられてということで、気がつかないところもあるかと思うんですが、この気がつかなかった点について、もう一度質問したい場合はどのようにしたらよろしいでしょうか。

答(総務部) 確かに急遽お出しをしたという点もございます。毎回ですけども、またこの資料をごらんいただいて、質問とか御意見等ありましたら議会事

務局長に出していただいて、また特別委員会でその意見をまとめてお示しを、 お答えをさせていただきたいなと思っております。

委員長ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、報告及び連絡事項を終了いたします。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はございません。

4 その他

委員長 始めに私から一点、お願いいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、来年1月14日に5つの小学校区全ての市民説明会が終了しますので、その後開催させていただきます。日時については決まり次第連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。それでは、皆さんで何かあればお願いをいたします。議長、議長から何かございましたら、お願いいたします。

議長 ちょっと拙速かもしれないですけれども議会改革特別委員会で、公共施設のあり方の広聴会を開催するということを検討されております。広聴会を開催するに当たって議会自体が、議員自体がどういう考えでこの問題に取り組んでいるかっていうことを、一度議員間で討議をしてから臨みたいということを考えておりますので、広聴会を開催することが決定されましたら、また公共施設あり方検討特別委員会、当局がいないところで議員だけで、こういう形で市民の方と接していくということを、念のために確認させていただきたいなということを考えておりますんで、また改めて御提案させていただきたいなということを考えております。

委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

問(5) 最後確認で、先ほどの交渉の基本姿勢は次の公共施設の委員会でお 示しいただけるということで副市長、よろしいでしょうか。

答(副市長) 何回もちょっと申し上げておりますが相手方がありますので、 私どもが申し上げているところはこういうところです、というところであれば お出しできると思います。それが協定の決定事項ということであると、非常に 難しいであろうと思います。

意(5) ありがとうございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 それではないようですので、市長挨拶。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 24 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長